

水道施設運営等事業の実施に関する検討会 開催要領

1. 趣旨

平成30年12月に成立した水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)による改正後の水道法(昭和32年法律第177号)(以下「改正水道法」という。)第24条の4において、公共施設の所有権を地方公共団体が所有したまま施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定する方式(いわゆるコンセッション方式)について、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権(以下「水道施設運営権」という。)を民間事業者に設定できる仕組みが創設された。

今般、改正水道法の施行に向けて、水道施設運営権の設定に係る許可の基準と留意すべき事項や、水道施設運営権の設定に係る許可申請時の実施計画書の記載内容、改正水道法第24条の4に規定する水道施設運営等事業の実施に際して地方公共団体が検討すべき事項等について検討することを目的として、学識経験者、消費者、弁護士、業界関係者等の幅広い構成員からなる「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 水道施設運営権の設定に係る許可の基準と留意すべき事項
- (2) 水道施設運営権の設定に係る許可申請時の実施計画書の記載内容
- (3) 水道施設運営等事業の実施に際して地方公共団体が検討すべき事項
- (4) その他

3. 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が別紙の構成員の募集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 構成員は、その申出により構成員が指名する者を代理で出席させることができる。
- (5) 検討会は、必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度求めることができる。
- (6) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課において行う。
- (7) 検討会は、原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日ホームページにおいて公表する。ただし、議事内容により非公開とする必要があると座長が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (8) この要領に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、座長が検討会の了承を得て定める。

(別紙)

構成員名簿

氏名	職名
あだち しんいちろう 足立 慎一郎	(株) 日本政策投資銀行地域企画部担当部長 PPP/PFI 推進センター長
いしい はるお 石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
さとう ゆうや 佐藤 裕弥	早稲田大学研究院准教授 早稲田大学研究院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員
たかはし れいじ 高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
たきざわ さとし 滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科教授
ふじの たまえ 藤野 珠枝	主婦連合会住宅部
ほんだ ひろたか 本多 裕孝	(公社) 日本水道協会水道技術総合研究所主席研究員
よさもと たけし 與三本 毅	(一社) 日本水道運営管理協会運営委員長